

「全国共通事務」の規律のあり方（イメージ） 全国共通事務の執行基準、執行手続等をどのように定めるのか

	道州間の取り決め・協議等による	国の法令による
制定主体	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道州の全国協議会が「共通政策」や「共通条例」等の案を策定。 ➢ 各道州議会の議決・承認等を経る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国会が法律を制定。 ➢ 細則については法律の委任により政令で規定することは可能。（省令以下は排除）
制定手続	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 各道州に認められる裁量の程度に応じて複数の制度を設ける。 例えば「共通政策」の場合は、共通の方針・政策目標のみを定め、その内容に沿って各道州が一定の裁量の範囲で条例を制定。「共通条例」の場合は、各道州議会の承認を経て、単一の条例が発効など。 	<p>「全国共通事務」とすべきものについては、メルクマールを国の法律（基本法）に明記。 法案提出の前に、国と地方の協議の場で地方の意見を聴取。（国には地方の意見の尊重義務を課す） そのほかは、現行の法律制定手続による。</p>
自治立法による補正	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 制度・内容に応じて、各道州の補正（上書き）を可能にする。 例えば、 (1) 「共通条例」（全国一律の執行基準や執行手続を規定） 各道州の補正なし (2) 「共通政策」（全国共通の政策目標などを規定） 政策目標の達成に向け、各道州が個別に条例を制定 など 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国の法令で定める執行基準・執行手続については、次のものを除き、自治立法による補正（上書き）を可能にする。 (1) 全国一律の基準を定めるもの 法文中にその旨明記、自治立法による補正不可 (2) 確保すべき最低基準、または許容しうる最高限度を定めるもの 法文中にその旨明記、基準（限度）の範囲内で自治立法による上書きが可能
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意思形成に時間が掛かる。 ・ 各道州議会での承認が得られなければ、全国共通の規律ができず、国民生活や経済活動に支障を来す可能性がある。 ・ 道州の全国協議会の事務局が、新たな官僚機構として肥大化する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の不必要な関与を招くおそれがある。 ・ 国と地方の協議の場での議論が形骸化するおそれがある。 （国と地方の協議の場での合意を法案提出の条件とすれば、憲法 41 条との関係で疑義が生じる可能性） ・ 参議院の地方代表性の強化には、憲法 43 条、44 条との関係で一定の限界がある。 （例：参議院を地方議員・首長による間接選挙とすることは可能か。参議院の被選挙権を地方議員・首長に限ることは可能か。1 票の格差が大きくなるか。）